

年 月 日

一般社団法人 不動産特定共同事業者協議会
会長 蓮見 正純 殿

誓約書

当社（又は私）は、一般社団法人不動産特定共同事業者協議会への入会申し込みをするにあたり、下記を遵守することを誓約いたします。

記

1. 一般社団法人不動産特定共同事業者協議会の目的に賛同し、会員として不動産特定共同事業法に基づく不動産特定共同事業の業務の適正な運営の確保と不動産特定共同事業の普及推進、また投資者の保護と不動産特定共同事業の健全な発展を図ることに助力いたします。
2. 法令を遵守し、かつ適正に業務を行うと共に、一般社団法人不動産特定共同事業者協議会の社会的な信用を失墜させるような行為はいたしません。
3. 一般社団法人不動産特定共同事業者協議会定款第7条4の(1)～(7)に該当していません。
4. 一般社団法人不動産特定共同事業者協議会に入会后、民事再生手続開始の申立て、会社更生手続開始の申立て、破産手続開始の申立て等の事由があったとき、また不動産特定事業法第36条に基づく処分がなされたときは、自主的に協議会を退会いたします。
5. 一般社団法人不動産特定共同事業者協議会が制定する定款、理念、諸規定、決定事項に違反したり、入会申し込み書類、提出書類等に虚偽の申告があった場合には、貴協議会からの退会を了承します。

以上

(西暦) 年 月 日

住所	
名称	
代表者	印

《参考：定款第7条》

第7条

本協議会に入会しようとする者は理事会の定めるところにより申込みをし、理事会の承認を受けなければならない。理事会の承認においては第2項に定める要件を満たすものとする。ただし、本協議会の活動に寄与するものとして、理事会が入会を要請した法人はこの限りではない。

2 本協議会に正会員として入会しようとする者は、次の要件を満たさなければならない。

(1) 不動産特定共同事業法に基づく許可若しくは登録を受けていること。

(2) 正会員2社以上の推薦があること

3 本協議会に賛助会員として入会しようとする者は、次の要件を満たさなければならない。

正会員1社以上の推薦があること

4 本協議会に正会員、賛助会員として申込する法人（入会申込法人の役員を含む）、個人その他の団体が次の各号の一に該当するとき、またこれに準ずる事由により、理事会が正会員、賛助会員として相応しくないと認めるときは入会を認めない。

(1) 刑事事件（微罪を除く。）の被疑者として逮捕され、又は被告人として訴追されている者。

(2) 納税に関し、反則事件として調査を受け、告発されている者。

(3) 不動産特定共同事業を営むうえで、業務上遵守すべき行政法令等に違反しており、又は業務上遵守すべき行政法令等に基づき監督処分を受けた日から5年を経過していない者。また不特法第6条に規定する欠格事由に該当している者。

(4) 銀行取引停止等の処分を受けて取引上の信用を失っている者。

(5) 不動産特定共同事業に関し、顧客、投資者から重要な項目について苦情が出され、処理が終わっていない者。

(6) 役員又は使用人のうちに、経歴、暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律第2条第2号に規定する暴力団員又は同上第6号に規定する暴力団員との関係その他、事業に照らして業務の運営に不適切な資質を有する者があることにより、不動産特定共同事業の信用を失墜させる恐れがある者。

(7) 本協議会の目的に反する活動、又はその目的を達成するために本協議会が行う事業と相容れない活動を行っている者。

5 会員は、団体の代表者として本協議会に対し、その権利を行使する者（1名とする。以下「指定代表者」という。）を定め届出なければならない。